



くらしの 相談窓口から

融資が受けられない

相
談

大手の金融機関名でダイレクトメールが届き、年利5.2%と条件が良かったので200万円の融資を申し込んだ。業者は「高額な融資なので保証料が必要です。20万円振り込んでください。」と言うのでそのとおりにした。その後「あなたはブラックリストに載っている。削除するためには30万円の手数料が必要です。」と言われ、なんとか工面をして振り込んだ。ところがいつまで待っても200万円の融資は受けられないので金融機関で確認したところ、偽業者だとわかった。すぐに業者に解約を申し出て50万円を返すように請求したが返金されず、連絡も取れなくなってしまった。どうしたらよいか。
(30代男性 自営業)

回

答

正規の消費者金融機関名と登録番号を詐称した典型的な貸します詐欺（融資保証金詐欺）と思われる。相談者には直ちに警察に被害届けを出すようアドバイスしました。低金利で高額の融資をするといううまい話には注意しましょう。融資をする前に何らかの名目でお金を振り込ませようとする手口は貸します詐欺の可能性が非常に高いと考えられます。以下のポイントに十分注意してください。また、相談者には*押し貸し防止のため業者に教えた口座を解約するよう助言しました。
*押し貸し…業者が頼みもしないのに勝手に銀行口座にお金を振り込み、高い金利の利息を請求する手口を言う。

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM（ダイレクトメール）や携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないよう十分ご注意下さい。

～ 騙されないために ～ 「騙されないための心構え三か条」

- 第1のポイント 取引関係のないところから突然送られてくる、「お金を貸します」とのダイレクトメール（DM）・携帯メール等に注意。
(低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意)
- 第2のポイント 融資をする前に、様々な口実でお金を振り込ませようとする手口に注意。
(保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます)
- 第3のポイント 「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、絶対に送金せずに下記に問合せ。

「貸します詐欺」被害ホットライン 03-5320-4775（東京都貸金業対策課）

平日：午前9時～12時、午後1時～4時30分

子どもの誤飲事故

乳幼児には、身の回りのものを何でも口に入れるという時期があります。

国民生活センター危害情報システムには、乳幼児が食品以外のものを、誤って口にに入れて飲み込んでしまったとか、のどや気管に異物が入ったなど、誤飲等による事故情報が寄せられています。

●10歳未満の子どもの多発

国民生活センターによると、2000～2004年度（2005年1月末まで）に、10歳未満の子どもが食品以外の異物によって誤飲等を起こした事故は協力病院から2,714件寄せられています。そのうち約7割が0～1歳に集中して起きています。

事故の原因となった主な異物

異物	件数	割合(%)
タバコ	1,061	39.1
医薬品	329	12.1
ビー球・おはじき等の玩具	155	5.7
洗浄剤等	126	4.6
コイン	124	4.6

●入院を要した事例 ケース1 窒息



口の中に直径約3cmのよく弾むボールを入れて遊んでいた。母親が気付いたときには窒息しており、救急隊到着時は心肺停止状態で病院に搬送。異物を除去したが低酸素症による植物状態が続き、6ヶ月後に死亡。(3歳 男児)

ケース2 中毒

叔母が服用している鎮静剤や抗けいれん剤を飲んでしまい、こん睡状態となった。(4歳 女児)

●体への負担の大きい治療方法がとられた事例

ケース3 画鋸を飲んだかもしれないと病院を受診。レントゲンで食道入口部に画鋸があることがわかり、入院してカテーテル(医療用の細長いチューブ)で摘出した。(1歳 男児)

ケース4 ビールで濡れたタバコ5本を誤飲。受診待ちの間にぐったりした。胃洗浄を行ったところ、大量のタバコが排出され、症状が改善した。(0歳 男児)



●事故を予防するには

子どもの誤飲事故は保護者の注意により防ぐことができます。

- ①口に入りそうなものは床から1m以上の高さに片づけましょう。
- ②兄弟に対して、玩具などを小さな弟妹が誤飲等しないために、使用後はすぐ片づけるように言い聞かせましょう。
- ③ジュースの缶を灰皿代りに使ったり、漂白剤や洗浄剤を食器やペットボトルに入れたりするなど、誤飲等のおそれのあるまぎらわしい使い方はやめましょう。

●万一誤飲等をしてしまったら

飲み込んだものによっては緊急を要する場合もあるので、至急病院で診察を受けましょう。

詳しくは下記ホームページをごらんください。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20050406_2.html

金属製アクセサリー類の取扱いに注意!

最近東京都が、市販されている比較的安価(100円～1,000円程度)な金属製アクセサリー類を調査したところ、有害な鉛が含まれているものがあることが明らかになりました。鉛は毒性の強い物質で、特に乳幼児に対しては脳神経系への影響が懸念されます。乳幼児がいるご家庭では、これらの金属製アクセサリー類を乳幼児がなめたり、口に入れたり、飲み込んだりしないように大人が取扱いに注意しましょう。くわしい調査結果は東京都のホームページで紹介されています。

http://www.anzen.metro.tokyo.jp/f_lead_accessories_pu.html

春の新生活、こんなトラブルにご注意!

春は新入学生、新社会人の皆さんが新しい生活をスタートする季節。皆さん新しい生活に期待で胸をふくらませていることでしょう。

でも、あなたたちをこんなトラブルが待ち構えているかもしれません。

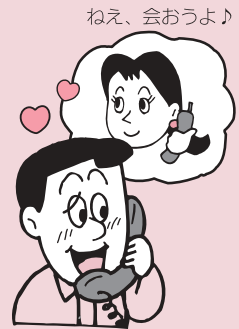
キャッチセールス

路上で「アンケートに協力して」などと声を掛け、営業所等に誘い商品の購入を迫る。



デート商法

出会い系サイトなどを利用し、デートを装って呼び出し商品購入の契約をさせる。



マルチ商法

「会員を増やし商品を売れば必ずもうかる。」などと勧誘する。



多重債務

クレジットカードでの商品購入や自動契約機での金銭の借り入れなどにより借金が重なり支払いができなくなる。



《《 トラブルに巻き込まれないための5ヶ条 》》

- ①見知らぬ人からの電話や路上での呼び止め、不審なメールに安易に応じてはダメ!
- ②必要がなければ、キッパリと断りましょう!
- ③「あなただけ特別」「楽しんで儲かる」～甘い言葉にはウラがある!
- ④ホントに「月々〇〇円なら大丈夫?」支払い総額をよく考えて契約しましょう!
- ⑤何かあったら一人で悩まず家族や友人、最寄りの消費生活相談窓口にご相談を!

平成18年4月からPSEマークのない一部の電気用品の販売が禁止されます

平成11年に電気用品取締法が電気用品安全法に改正され、平成13年4月に施行されました。これにより、規制対象製品(450品目)にはPSEマークを表示することが義務付けられました。

その際、既に電気用品取締法に基づく表示を付して流通している規制対象製品については、経過措置として対象製品によって5年、7年、10年の販売猶予期間が設けられました。販売猶予期間が5年のものについては、平成18年3月31日をもって猶予期間が終了し、4月1日以降、PSEマークの表示がない対象製品を販売することはできなくなります。

販売猶予期間が5年のもの(259品目、平成18年3月31日まで販売可能)

テレビ、冷蔵庫、洗濯機など259品目

経済産業省のホームページにおいて経過措置の一部終了に伴う対策等、詳しい情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>



精米の表示について

精米には、名称、原料玄米、内容量、精米年月日のほか、販売者が表示されています。産地、品種、産年を表示することができる原料玄米は、農産物検査法等による証明を受けたものに限られます。複数の原料玄米の場合は、使用割合の多いものから順に記載します。

問い合わせ先：富山県農産食品課食品安全係
TEL 076-444-8816

〈記載例〉

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産	100%		
	富山県産	てんたかく	17年度	50%
	富山県産	こしひかり	17年度	20%
内容量	10kg			
精米年月日	枠外下部記載			
販売者	〇〇〇〇米穀店 富山県富山市△△123 TEL076-〇〇〇-〇〇〇〇			

国内産100%で、そのうち検査を受けた富山県産「てんたかく」が50%、同じく「こしひかり」が20%入っている例（残り30%は未検査米）

消費生活相談員養成講座

「消費生活専門相談員」の資格取得を目指す方や消費生活相談業務に携わっている方、あるいは消費者トラブルに遭わないよう消費者教育の普及活動を行う方で専門的な知識を身につけたい方のために開講します。

- ◆日時 5月13日（土）～9月9日（土）まで11回
- ◆会場 富山県民共生センター
- ◆受講料 2,000円
- ◆資料代 1,700円
- ◆定員 40名（定員に達し次第締め切ります）
- ◆申込み 4月10日（月）～4月25日（火）必着
- ◆問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631

消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター……☎076-443-2047
富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)
- 大沢野総合行政センター…☎076-467-5810
- 大山総合行政センター……☎076-483-1212
- 八尾総合行政センター……☎076-454-3114
- 婦中総合行政センター……☎076-465-2115
- 山田総合行政センター……☎076-457-2113
- 細入総合行政センター……☎076-485-9001
- 魚津市……………☎0765-23-1003
- 滑川市……………☎076-475-2111(323)
- 黒部市……………☎0765-54-2111
- 舟橋村……………☎076-464-1121(21)
- 上市町……………☎076-472-1111(140)
- 立山町……………☎076-463-1121(261)
- 入善町……………☎0765-72-1100(134)
- 朝日町……………☎0765-83-1100(152)
- 砺波市……………☎0763-33-1111
- 庄川支所……………☎0763-82-1902

- 高岡市市民協働課……………☎0766-20-1522
高岡市広小路7番50号
- 福岡総合行政センター……☎0766-64-5333
- 氷見市……………☎0766-74-8010
- 小矢部市……………☎0766-67-1760(424)
- 南砺市……………☎0763-23-2008
- 福野行政センター……………☎0763-22-1101
- 井波行政センター……………☎0763-82-1181
- 城端行政センター……………☎0763-62-1213
- 福光行政センター……………☎0763-52-1571
- 平行政センター……………☎0763-66-2132
- 上平行政センター……………☎0763-67-3212
- 利賀行政センター……………☎0763-68-2112
- 井口行政センター……………☎0763-64-2212
- 射水市……………☎0766-52-7966

(括弧内は内線)

- ◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎(076) 432-9233
消費者金融相談 ☎(076) 433-3252
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】午前8時30分～午後5時
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)
消費生活相談、消費者金融相談
☎(0766) 25-2777

- ◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎(076) 432-5690 午前9時～午後4時